

貯蓄機能も備えています

保険料の負担を抑えた 一生涯保障の死亡保険



無配当 終身保険(低解約払戻金型)



重要事項説明書《契約概要／注意喚起情報》兼 商品パンフレット

- ・この書面は、ご契約に際して特に重要なことがらを説明しており、「契約概要」では契約いただく商品について特に理解いただきたい内容を、「注意喚起情報」では保険契約全般に関する注意事項および保険金等を支払わない場合等の不利益事項を記載しております。お申し込みにあたっては必ず確認いただきますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。
- ・この商品の引受保険会社はオリックス生命保険株式会社です。株式会社みずほ銀行はオリックス生命保険株式会社の募集代理店です。
- ・この商品はオリックス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

■募集代理店

MIZUHO

みずほ銀行

■引受保険会社



オリックス生命

保険料の負担を抑えた 一生涯保障の死亡保険

POINT 1 一生涯の死亡・高度障害保障を準備いただけます。

⚠️ 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

POINT 2 ライフプランに合わせて設計いただけます。

保険料払込期間を終身払、短期払からお選びいただけます。保険金額は100万円から10万円単位で設定できます。

⚠️ 終身払の場合は、一生涯にわたって低解約払戻期間が続きます。契約年齢により「短期払」をお選びいただけない場合があります。契約年齢により設定できる保険金額の範囲が異なります。

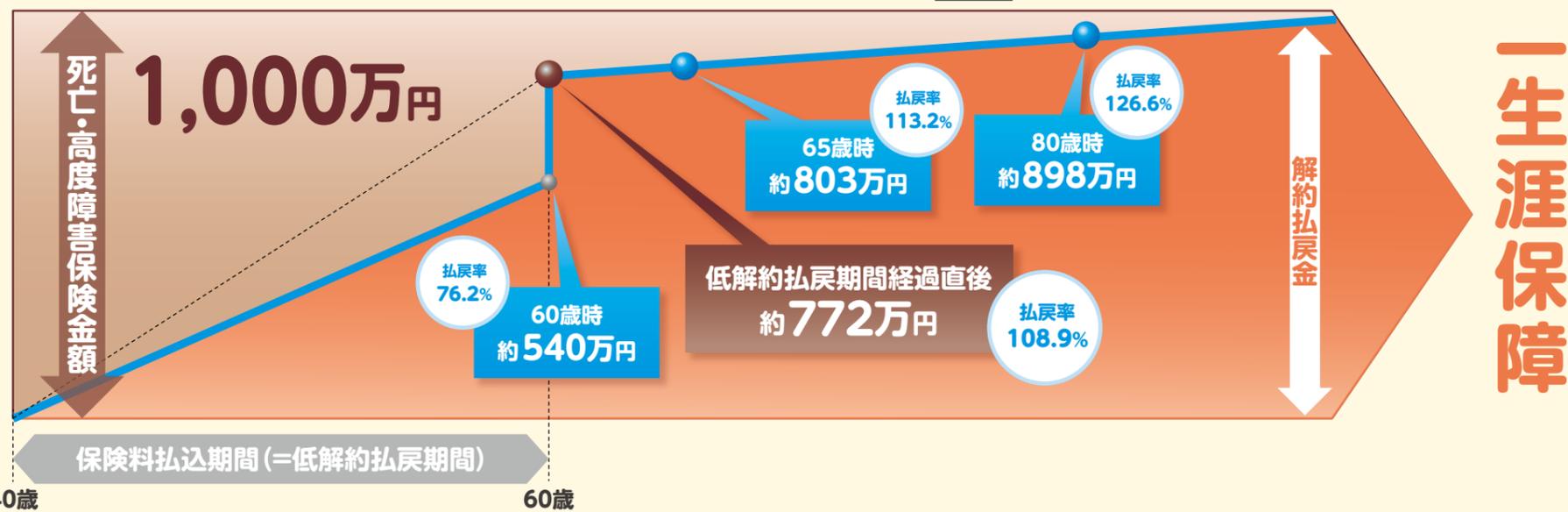
POINT 3 解約払戻金を活用いただけます。

⚠️ 解約した場合、以後の保障はなくなります。契約後短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

保険料払込期間(低解約払戻期間)中の主契約の解約払戻金を抑制することにより、保険料の負担を抑えた終身保険です。

契約例 ●40歳女性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:60歳 ●低解約払戻期間:60歳まで

主契約 保険金額:1,000万円 口座振替 月払保険料:29,560円 (60歳時払込保険料累計:7,094,400円)
(特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)



💡 低解約払戻期間経過後の解約払戻金をお子さまの教育費や、セカンドライフの資金などさまざまな資金として活用いただけます!

▼左の契約例の場合 (2025年4月1日現在)

経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	払戻率	
低解約払戻期間	5年	45歳	1,773,600円	1,204,900円	67.9%
	10年	50歳	3,547,200円	2,564,100円	72.2%
	20年	60歳	7,094,400円	5,406,000円	76.2%
低解約払戻期間経過直後*		7,094,400円	7,728,000円	108.9%	
	30年	70歳	7,094,400円	8,359,400円	117.8%
	40年	80歳	7,094,400円	8,988,400円	126.6%
	50年	90歳	7,094,400円	9,487,400円	133.7%

※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過直後の金額を表示しています)。
 ※払戻率(%)=解約払戻金÷払込保険料累計×100
 ※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
 ※低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、すべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

+ 特約の付加で安心をプラス

介護前払特約 (特約保険料は不要です)

主契約の保険料払込期間経過後、かつ被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態となられたとき、被保険者が指定した保険金額(指定保険金額)から、会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額をお支払いします。

※支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。
 ※保険料払込期間が終身払の場合、付加することはできません。

<支払額の例> 上記「契約例」で、死亡保険金の全額[1,000万円分]を請求した場合*1

経過年数	年齢	指定保険金額	支払額*2	(参考)指定保険金額に対する解約払戻金額*2
35年	75歳	1,000万円	約929万円	約868万円
50年	90歳	1,000万円	約959万円	約948万円

このほかに、以下の特約を付加することができます。
リビング・ニーズ特約、年金支払特約
 ※特約保険料は不要です。特約の詳細については「契約概要」(4 特約について)をご確認ください。

*1 死亡保険金の全額を指定した場合、保険契約およびすべての特約は、介護前払保険金の請求日にさかのぼって消滅します。
 *2 上記金額は年単位の契約応当日前日に請求があったものとして、その金額を表示しています。また、支払額は2025年4月1日時点の計算によるものです。実際には請求日における計算となるため、金額が変動することがあります。

ココもチェック!

不慮の事故により、重い障害状態になられたら、以後の保険料はいただきません。

特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合

悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の事由に該当したら、以後の保険料はいただきません。

⚠️ 悪性新生物にかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。

※保険料払込免除の詳細については「契約概要」(3 保険料払込免除)をご確認ください。

保険料を契約時にまとめて払込みいただいた場合

POINT 1 一生涯の死亡・高度障害保障を準備いただけます。
 ⚠️ 死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

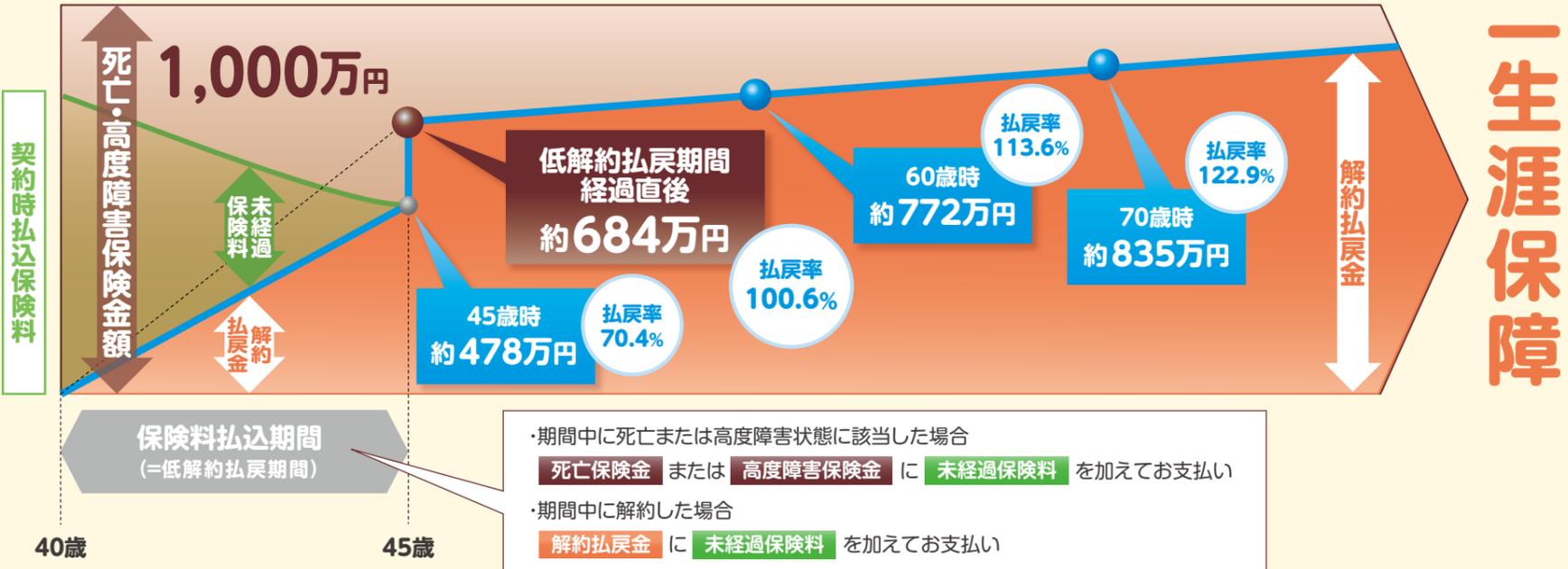
POINT 2 保険料を契約時にまとめて払込みいただくこと(全期前納)ができます。
 前納保険料は、オリックス生命所定の利率で割引されています。

POINT 3 解約払戻金を活用いただけます。
 ⚠️ 解約した場合、以後の保障はなくなります。
 ⚠️ 契約後短期間で解約した場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

契約例 ●40歳女性 ●保険期間:終身 ●保険料払込期間:5年 ●低解約払戻期間:5年

主契約 **保険金額:1,000万円**

前納扱(全期前納) **契約時払込保険料:6,796,729円** (特定疾病保険料払込免除特則適用なしの場合)
 (第1回保険料(年払):1,362,070円+前納保険料:5,434,659円)



低解約払戻期間経過後の解約払戻金をお子さまの教育費や、セカンドライフの資金などさまざまな資金として活用いただけます!

▼左の契約例の場合 (2025年4月1日現在)

経過年数	年齢	払込保険料累計	解約払戻金	未経過保険料	解約時払戻金	払戻率
低解約払戻期間	3年 43歳	6,796,729円	2,802,000円	2,722,777円	5,524,777円	81.2%
	5年 45歳	6,796,729円	4,786,800円	—	4,786,800円	70.4%
低解約払戻期間経過後*		6,796,729円	6,843,000円	—	6,843,000円	100.6%
	10年 50歳	6,796,729円	7,124,400円	—	7,124,400円	104.8%
	20年 60歳	6,796,729円	7,722,800円	—	7,722,800円	113.6%
	30年 70歳	6,796,729円	8,359,400円	—	8,359,400円	122.9%
	40年 80歳	6,796,729円	8,988,400円	—	8,988,400円	132.2%
	50年 90歳	6,796,729円	9,487,400円	—	9,487,400円	139.5%

※上記金額は、年単位の契約応当日前日の金額を表示しています(*時の解約払戻金額は、低解約払戻期間経過後の金額を表示しています)。
 ※払戻率(%)=解約時払戻金÷払込保険料累計×100
 ※「解約時払戻金」には、解約払戻金の他に未経過保険料が含まれます。
 ※解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
 ※低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、抑制されています。

全期前納とは

・将来にわたって払込むべき保険料を契約時にまとめて払込む方法です。
 (第1回保険料(年払)+前納保険料(年払保険料×前納回数に応じた所定の率))

・前納された保険料はオリックス生命で積み立てておき、保険料の払込当日ごとに保険料に充当します。

・前納された保険料のうち年払保険料に未充当の部分を、未経過保険料といいます。

＜保険料の充当イメージ＞

＜保険料払込期間中の取り扱いについて＞

・死亡・解約等により保険契約が消滅した場合には、未経過保険料を払戻します。

死亡時 等受取額

死亡保険金
または
高度障害保険金 + 未経過保険料

解約時払戻金

解約払戻金 + 未経過保険料

・保険料払込免除* の事由に該当した場合も、未経過保険料を払戻します。
 * 保険料払込免除については2ページと「契約概要」(3 保険料払込免除)をあわせてご確認ください。
 ※上記以外で未経過保険料の払戻しはできません。

+ 特約の付加で安心をプラス

- ・介護前払特約
- ・リビング・ニーズ特約
- ・年金支払特約

を付加することができます。

※特約保険料は不要です。
 ※特約の詳細については「契約概要」(4 特約について)をご確認ください。

? 特定疾病保険料払込免除特則とは>

特則適用を「あり」とした場合、

悪性新生物 急性心筋梗塞 脳卒中 により約款所定の事由に該当した場合、以後の保険料はいただきません。

? 保険料払込期間は>

以下保険料例表に記載の払込期間のほか

5年 20年 50歳 55歳 65歳 70歳 75歳 80歳 終身 からお選びいただけます。

※保険金額が1,000万円未満の場合、保険料払込期間「5年」は取り扱いできません。

※1ページの契約例(保険料払込方法:月払)に準じた保険料を記載しています。

●保険金額:1,000万円

男性

2025年4月1日現在(保険料単位:円)

特定疾病保険料払込免除特則適用 なし			契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特則適用 あり		
払込期間:10年	払込期間:15年	払込期間:60歳		払込期間:10年	払込期間:15年	払込期間:60歳
56,190	37,580	19,360	30	56,910	38,360	20,410
56,670	37,900	20,160	31	57,420	38,730	21,270
57,140	38,230	21,030	32	57,940	39,100	22,180
57,630	38,560	21,980	33	58,470	39,490	23,170
58,120	38,910	22,980	34	59,020	39,890	24,230
58,630	39,260	24,080	35	59,590	40,320	25,380
59,140	39,620	25,280	36	60,170	40,740	26,630
59,660	39,990	26,570	37	60,750	41,180	27,990
60,180	40,360	27,980	38	61,360	41,640	29,480
60,720	40,740	29,530	39	61,960	42,100	31,100
61,260	41,120	31,230	40	62,570	42,580	32,870
61,800	41,520	33,130	41	63,200	43,070	34,840
62,360	41,920	35,210	42	63,860	43,600	37,030
62,920	42,330	37,560	43	64,530	44,130	39,460
63,490	42,750	40,190	44	65,240	44,710	42,210
64,070	43,170	43,170	45	65,960	45,300	45,300
64,680	43,620	46,750	46	66,700	45,930	49,000
65,280	44,070	50,690	47	67,480	46,590	53,080
65,900	44,530	55,290	48	68,280	47,290	57,820
66,520	45,000	60,720	49	69,120	48,020	63,390
67,150	45,490	67,150	50	69,980	48,800	69,980
67,850	45,990	—	51	70,960	49,610	—
68,570	46,500	—	52	72,000	50,490	—
69,300	47,040	—	53	73,090	51,420	—
70,060	47,600	—	54	74,260	52,410	—
70,840	48,180	—	55	75,480	53,470	—
71,650	48,780	—	56	76,760	54,580	—
72,470	49,410	—	57	78,100	55,760	—
73,320	50,070	—	58	79,500	57,010	—
74,210	50,770	—	59	80,950	58,330	—
75,120	51,500	—	60	82,450	59,740	—

※上記以外の保険料は、お問い合わせください。 ※上記保険料例表の「—」については、取り扱いしておりません。

●保険金額:1,000万円

女性

2025年4月1日現在(保険料単位:円)

特定疾病保険料払込免除特則適用 なし			契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特則適用 あり		
払込期間:10年	払込期間:15年	払込期間:60歳		払込期間:10年	払込期間:15年	払込期間:60歳
53,540	35,780	18,320	30	54,450	36,760	19,540
54,000	36,080	19,090	31	54,960	37,120	20,360
54,460	36,400	19,920	32	55,480	37,510	21,240
54,920	36,710	20,800	33	56,000	37,880	22,180
55,390	37,040	21,770	34	56,540	38,280	23,190
55,870	37,360	22,800	35	57,080	38,680	24,290
56,340	37,700	23,930	36	57,630	39,080	25,470
56,820	38,020	25,160	37	58,200	39,500	26,750
57,310	38,370	26,490	38	58,770	39,920	28,150
57,800	38,700	27,950	39	59,350	40,350	29,690
58,290	39,060	29,560	40	59,940	40,780	31,360
58,800	39,400	31,340	41	60,530	41,210	33,210
59,320	39,760	33,330	42	61,130	41,660	35,270
59,830	40,130	35,550	43	61,740	42,110	37,570
60,370	40,500	38,050	44	62,350	42,560	40,130
60,900	40,880	40,880	45	62,960	43,030	43,030
61,440	41,260	44,270	46	63,590	43,510	46,500
61,990	41,650	48,020	47	64,220	43,990	50,320
62,530	42,040	52,370	48	64,860	44,490	54,770
63,080	42,430	57,530	49	65,510	44,990	60,000
63,630	42,820	63,630	50	66,170	45,500	66,170
64,250	43,220	—	51	66,910	46,030	—
64,870	43,630	—	52	67,670	46,580	—
65,500	44,040	—	53	68,440	47,140	—
66,140	44,450	—	54	69,240	47,720	—
66,790	44,890	—	55	70,040	48,330	—
67,450	45,330	—	56	70,880	48,970	—
68,130	45,780	—	57	71,750	49,640	—
68,810	46,260	—	58	72,630	50,340	—
69,510	46,740	—	59	73,550	51,070	—
70,220	47,240	—	60	74,500	51,830	—

※上記以外の保険料は、お問い合わせください。 ※上記保険料例表の「—」については、取り扱いしておりません。

契約の取り扱い

被保険者の契約年齢	15歳～80歳(満年齢) ※保険料払込期間により異なります。			
保険期間	終身			
保険料払込期間	5年・10年・15年・20年、50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳、終身 ※保険金額・契約年齢により異なります。			
低解約払戻期間	保険料払込期間と同一			
保険料払込方法(払込回数)	月払・半年払・年払・前納扱* *前納扱:第1回保険料および前納保険料をオリックス生命指定の口座に払込みください。			
保険料払込経路	口座振替扱・クレジットカード払扱 ※クレジットカード払扱の場合、保険料の取り扱いは100,000円が上限となります。			
最低保険金額	100万円 ※契約年齢により取り扱いが異なります。			
最高保険金額	15歳～21歳	22歳～70歳	71歳～75歳	76歳～80歳
	5,000万円	9億9,900万円	2億円	1億円
	※オリックス生命の既契約の保険金額を含みます。			
高額割引制度	主契約の保険金額により、保険料の高額割引制度が適用されます。			

生命保険と税金

〈生命保険料控除〉

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」があります。この商品は、1月から12月までの正味払込保険料の一定額が、「一般生命保険料控除」の対象となります。なお、前納扱の場合、保険料払込期間中は毎年、その年に保険料に充当した金額が「一般生命保険料控除」の対象となります。

※この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が保険金等の受取人である場合に適用されます。

〈保険金等の税制上の取り扱い〉

保険金等にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

・死亡保険金について

下表は契約者が保険料を負担しているものとしします。

契約形態	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税*1
契約者と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得*2)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

*1 契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人である場合、他の死亡保険金等と合算のうえ、相続税の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。

*2 一時所得の課税対象額={ (死亡保険金-払込保険料総額) -特別控除(50万円上限) }×1/2
(同年内に他の一時所得がないものとしします。)

・高度障害保険金等について

高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金および介護前払保険金は、その受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税となります。

※ここに記載の税制上の取り扱いは、2024年11月現在のものです。法令改正等により税務の取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また個別の取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

オリックス生命の 健康医療相談サービス

ご加入者さまに
利用いただける
サービスです
無料

健康や医療・介護・育児に関するご相談や、専門医の手配などの各種サービスをご利用いただけます。



24時間電話健康相談サービス

サービス対象: 被保険者さまとその同居のご家族

医師・保健師・看護師などの経験豊かな相談スタッフが、24時間・年中無休体制で健康・医療・育児・メンタルヘルスに関する相談を電話でお受けします。また、全国約41万件のデータベースをもとに病状や症状にあわせて適切な医療機関をご案内します。



セカンドオピニオンサービス

サービス対象: 被保険者さま

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師へ、面談でのセカンドオピニオンを手配します。

サービスの流れ ▶ 専用ダイヤルにて受付・予約手配 ▶ 医師とのセカンドオピニオン(オンラインも可)



糖尿病専門サポートサービス

サービス対象: 被保険者さま

糖尿病に関するさまざまな質問・相談に電話でお応えし、適切な治療を早期に受けられるように糖尿病の専門医への受診手配や、糖尿病の専門医等が在籍する医療機関情報をご提供します。



介護・認知症サポートサービス

サービス対象: 被保険者さまとその同居のご家族

介護保険制度の有資格者であるケアマネジャーなどの相談スタッフが介護・認知症に関するご相談を電話でお受けします。遠方にお住まいのご両親の介護・認知症に関する悩み・ご相談にもお応えします。また、10～15分程度の質問にお答えいただくだけで、元気な頃から認知機能の状態を確認できる「あたまの健康チェック®」も無料で受けられます。(本テストのライセンスは、株式会社ミレニアに帰属します。)



重症化・再発予防カウンセリングサービス

サービス対象*: 被保険者さまとそのご家族

*対象となる疾病(「急性心筋梗塞」「再発性心筋梗塞」「脳梗塞」「脳血管疾患のうち脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞にいたらなかったもの」)により給付金を受取られたお客さまとそのご家族

心筋梗塞・脳梗塞などの重症化・再発を予防するために、保健師・看護師などの医療の専門チームが継続的な電話でのカウンセリングサービスを提供します。

●上記サービスはオリックス生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。本サービスは2025年4月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。各サービスごとに諸条件がありますので、ご利用時にお問い合わせください。

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申し込みください。
- この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり／約款](#)」に記載していますのでご確認ください。
- お申し込みいただく具体的な契約内容は、「生命保険契約申込書」に記入、または「申込画面」に入力したとおりとなります。

1 商品のしくみ

「終身保険RISE[ライズ]」は、一生涯にわたり万が一の場合の保障が確保できる保険です。

■ 契約例

保険金額:1,000万円の場合



* 払込みを一生涯続ける「終身払」もお選びいただけます。

※契約いただく保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数=月払・半年払・年払・前納扱、払込経路=口座振替扱・クレジットカード払扱)等については申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

2 保障内容〈主契約〉

	保険金名称	支払事由の概要	支払額
無配当 終身保険 (低解約払戻金型)	死亡保険金	死亡したとき	保険金額
	高度障害保険金	病気またはケガにより約款所定の高度障害状態に該当したとき	

※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

保険金の支払い等について

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-保険金等をお支払いできない場合

MEMO

3 保険料払込免除

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「特定疾病保険料払込免除特則」を適用した場合、保険料払込期間中に以下、『**「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由**』に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

■ 「特定疾病保険料払込免除特則」の保険料払込の免除事由

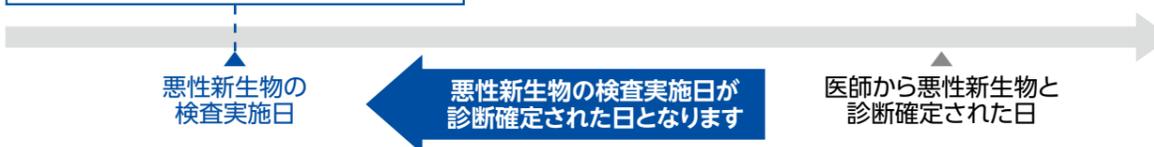
悪性新生物	悪性新生物責任開始日*1以後に初めて約款所定の悪性新生物になったと診断確定されたとき（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外） *1 「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。
急性心筋梗塞	責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・ 60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・ 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・ 60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・ 脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けたとき

- 悪性新生物の診断確定
医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*2 により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*2 が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

*2 病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査による所見

- 悪性新生物と診断確定された日
この保険では、**診断確定の根拠となった検査の実施日**を「悪性新生物と診断確定された日」として取り扱います。
※医師から悪性新生物と診断確定された日ではありません（医師から悪性新生物と告げられた日でもありません）。

「悪性新生物と診断確定された日」として取り扱う日



詳細は [ご契約のしおり](#) 1. しくみ-保険料の払込免除／特定疾病保険料払込免除特則

4 特約について

この商品に付加できる主な特約は以下のとおりです。

特約名称	保険金名称	支払事由の概要	支払額等
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6ヵ月以内と判断されたとき	被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額
介護前払特約*	介護前払保険金	主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態になったとき	被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から、会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差引いた金額
年金支払特約	死亡保険金・高度障害保険金の一括払にかえて、年金としてお支払いします		定額型または増増型 ※年金支払期間：5・10・15年より選択

- * 保険料払込期間が終身の場合は付加できません。
- ※主契約が消滅したときには特約も消滅します。
- ※リビング・ニーズ保険金の支払後、指定保険金額の保障は消滅します。
- ※リビング・ニーズ保険金の支払後、介護前払特約は消滅します。
- ※介護前払保険金の支払後、指定保険金額の保障は消滅します。
- ※介護前払特約の支払額は指定保険金額よりも少なくなりますが、請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。
- ※リビング・ニーズ保険金と介護前払保険金を重ねて請求した場合、介護前払保険金はお支払いしません。

詳細は [ご契約のしおり](#) 2. 特約

5 解約払戻金

- 低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金の7割に抑制されています（低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です）。
- 低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、主契約の解約払戻金は抑制されます。
- 解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

6 配当金・満期保険金

この商品に配当金・満期保険金はありません。

7 負担いただく費用

払込みいただく保険料の一部は保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費（販売、保険証券作成、契約の維持管理の費用等）にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別などによって異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

8 その他の注意事項

- 解約払戻金の9割（保険料払込済の場合には8割）を限度として契約者貸付を利用いただけます。
- あらかじめお申し出があった場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付を利用いただけます。

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して**特に注意いただきたい重要な事項**や**不利益となる事項**を記載しています。
- 契約前に「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申し込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

1. 告知に関する重要事項

告知義務

■ 事実を正確にお知らせください

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。

オリックス生命はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。

以下の方法により**事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）**ください。

- 診査を行わない保険契約の場合には、オリックス生命所定の「告知書」にご記入、またはオリックス生命所定の「告知画面」にご入力ください。
- 診査を行う保険契約の場合には、オリックス生命指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

■ オリックス生命または医師に告知してください

告知受領権（告知を受ける権限）はオリックス生命（オリックス生命所定の「告知書」または「告知画面」を介して受領）およびオリックス生命が指定した医師が有しています。**オリックス生命の社員・生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）・生命保険面接士には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。**

■ 申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約のお申し込み後または保険金・給付金等の請求および保険料の払込免除の請求の際、オリックス生命の社員またはオリックス生命が委託した者が、申込内容や告知内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

■ 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引き受けすることがあります

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容や加入する保険種類によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります）。

正しく告知しなかった場合

■ 保険契約の解除や取り消しをすることがあります

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

- 保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。
- 保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
- お支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、支払いまたは払込みの免除をすることがあります。

※責任開始日から2年経過後でも、支払事由または払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、**詐欺による取り消しを理由として、保険契約または特約を取り消すことがあります。**

この場合、保険金・給付金等の支払いや保険料の払込免除は行わず、すでに払込まれた保険料も払戻しません。

※告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも**取り消しとなる場合があります。**

新たな保険に契約し直す場合

■ 不利益となることがあります

- 「現在ご契約の保険契約の解約等」と「新たな保険契約のお申し込み」の時期が一致しない場合、**保障の空白や重複が生じる場合があります。**

例：①解約等の手続きが先行した場合：保障が一時的に途切れる場合があります。

②解約等の手続きが遅れた場合：保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。

※新旧の保険契約ともに当社の場合、保障の空白や重複を防止するお手続き方法があります。詳細はカスタマーサービスセンターまたは募集代理店までお問い合わせください（保険契約によっては取り扱いできない場合があります）。

- 新たな保険に契約し直すことで、**不利益となる場合があります。**

例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる

・告知内容により条件が付くまたはお引き受けできない

・正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取り消しになる

・責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受け取れない

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う

・保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない（例：がん保険は90日の待期間）等

※新たな保険に契約し直す場合も、「1.告知に関する重要事項-正しく告知しなかった場合」が適用されます。

- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

2. お申し込みについて

■ お申し込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

■ お申し込みの撤回等を行うことができます

申込者または保険契約者は、お申し込みの日からその日を含めて15日以内であれば、契約お申し込みのために医師の診査を受けた場合を除き、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申し込みの撤回または保険契約の解除を行うことができます。この場合、払込みいただいた金額をお返しします。ただし、利息はおつけしません。

詳細は **ご契約のしおり** 3.契約に際して-申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

■ 保障の開始（責任開始）

■ お申し込みから保障の開始までの流れをご確認ください

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書（申込画面）および告知書（告知画面）に基づくオリックス生命の承諾が必要となります。

※オリックス生命の社員および生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介（取り次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

- 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といたします（次ページの図をご覧ください）。

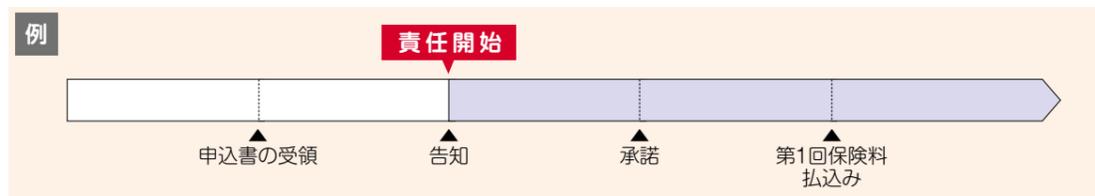
なお、保険種類によっては、一部、**責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。**

<「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合>

オリックス生命が保険契約をお引き受けすることを承諾した場合には、**申込書の受領*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**

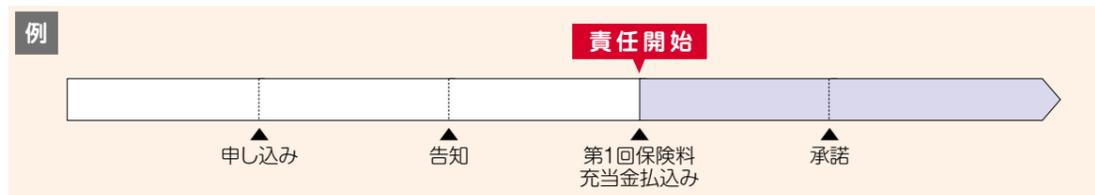
* 申込書の受領とは、オリックス生命または生命保険募集人（オリックス生命の生命保険代理店を含む）が申込書を受領したときをいいます。なお、みずほ銀行所定の情報端末（タブレット等）を利用したお申し込みの場合は、情報端末でお申し込みいただいたときをいいます。

※前納扱の場合等は、「責任開始に関する特約」は付加されません。



<「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合>

オリックス生命が保険契約をお引き受けすることを承諾した場合には、**告知または第1回保険料(充当金)の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。**



※第1回保険料(充当金)をクレジットカードにより払込みいただく場合には、オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとします。

詳細は [ご契約のしおり](#) 3.契約に際して-保障の開始時期(責任開始)

3. 契約後について

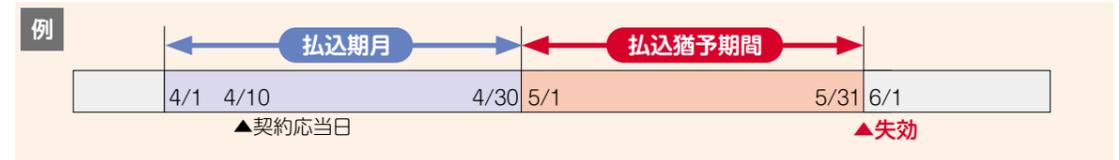
保険料の払込みが困難になった場合

■ 保険料の払込期月と払込猶予期間をご確認ください

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内にオリックス生命へ払込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は効力を失います。これを「失効」といいます。**

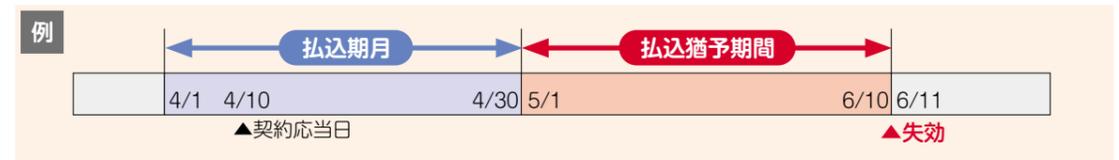
<保険契約が月払の場合>

- 払込期月: 契約当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間: 払込期月の翌月初日から末日まで



<保険契約が半年払・年払の場合>

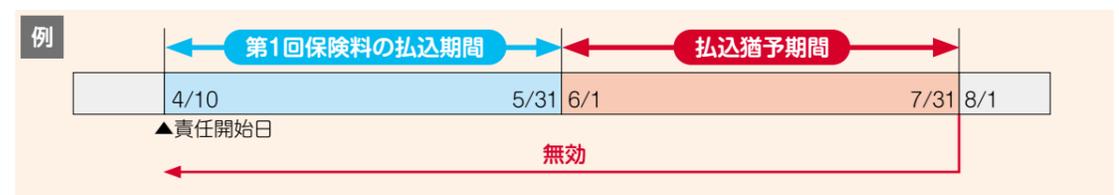
- 払込期月: 契約当日（半年払の場合は、半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間: 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



<「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合>

第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、**保険契約は無効となります。**

- 払込期間: 責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間: 払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで



■ 自動振替貸付を利用いただけます

あらかじめ申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、オリックス生命が自動的に保険料を立替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・特別団体扱の場合、保険料率に変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、**オリックス生命所定の利率で利息がかかります（複利計算）**。

※保険料の自動振替貸付の取り扱いがない保険種類もあります。

あわせてご確認ください ▶ **契約概要** **8** その他の注意事項

■ 契約が失効しても復活を申し込むことができます

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。

保険契約の復活をオリックス生命が承諾した場合には、未払込保険料の払込みおよび告知（保険契約によっては診査）がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

※復活に際しても、「**1.告知に関する重要事項**」に記載の内容が適用されます。

※被保険者の健康状態等によっては**復活できない場合があります**。

詳細は ▶ **ご契約のしおり** 4.契約後-保険契約の復活

■ 解約と解約払戻金

■ 解約払戻金があればお支払いします

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等の支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。

保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、**特に契約後短期間で解約したときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。

なお、解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引下げる保険種類もあります。

詳細は ▶ **ご契約のしおり** 4.契約後-解約と解約払戻金

あわせてご確認ください ▶ **契約概要** **5** 解約払戻金

4. 保険金・給付金等の請求について

■ 請求の手続き

■ 支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

● お客さまからの請求に応じて、保険金・給付金等を支払う必要があります。

支払事由が生じた場合、すみやかにご連絡ください。

なお、**支払いの可能性があると思われる場合や、不明点がある場合等についてもすみやかにご連絡ください**。

● 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入中の保険契約によっては、**複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります**。

不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください。

● オリックス生命からの手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがあります。**保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください**。

● 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますので、あわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト ▶ <https://www.orixlife.co.jp/>

【契約内容に関する手続きやお問い合わせ】

カスタマー
サービスセンター

 **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

【保険金・給付金に関するお問い合わせ】

保険金・給付金
お問い合わせ窓口

 **0120-506-053**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

■ 指定代理請求を利用いただけます

● 被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。

● 指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の
(1) 戸籍上の配偶者、(2) 親または子、(3) 兄弟姉妹 の順位で代理請求を行うことができます。

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-指定代理請求特約

■ お支払いできない場合

■ 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、**保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。**

- 支払事由に該当しない場合
(例: 責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 等)
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- 保険契約または特約が重大事由により解除された場合
(例: ① 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした場合
② 保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等)
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活・復旧の際に、保険契約または特約が、詐欺により取り消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的により無効となった場合
- 支払いの免責事由に該当した場合
(例: 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、保険契約者・被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合 等)

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-保険金等をお支払いできない場合

保険金・給付金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

[オリックス生命 ウェブサイト](https://www.orixlife.co.jp/)

■ 保険金額・給付金額等の削減

■ 保険金額・給付金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。**

■ 生命保険契約者保護機構

■ 生命保険契約者保護機構に加入しています

オリックス生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、**保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。**

5. 相談等窓口について

■ 相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口



0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

オリックス生命の商品にかかる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

生命保険協会 ウェブサイト <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

個人情報の取り扱い（抜粋）

オリックス生命（以下「当社」）は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

■ 個人情報の取得

当社は、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

■ 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上でを行います。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

■ 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

- (1) お客さまご本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産（法人の財産を含みます）の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 「個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

■ 再保険における個人情報の取り扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引き受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

■ 情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

- ・契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

■ 外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取り扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。

当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）」を含む法令に準拠して取り扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置（注）を行います。

（注） 個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認 ②適正な取り扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取り扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止）をいいます。

■ 機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取り扱い

医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口（0120-227-780）までお申し出ください。

- 詳細は **ご契約のしおり** 5. 特に注意していただきたいことがら
- お客さまの個人情報の取扱いについて
- 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

最新の個人情報の取り扱いについては、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト「個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）」 <https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/>

電話

主なサービス内容

●商品内容について ●申込方法について



金融機関お客さま向けフリーダイヤル

0120-081-166

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始休み)

インターネット

主なサービス内容

●住所変更 ●「生命保険料控除証明書」再発行



オリックス生命 ウェブサイト

<https://www.orixlife.co.jp/>

ご契約内容のお知らせ（インターネット・郵送）



年に1回、保険契約者に対して現在加入している
保険契約内容のご案内をいたします。

オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等の請求や受け取りに関することがらを
わかりやすく案内しておりますので、ご確認ください。

<https://www.orixlife.co.jp/>

WEB約款のご案内

オリックス生命は、「ご契約のしおり／約款」をインターネット上で閲覧またはダウンロードいただける「WEB約款」を推奨しています。

「ご契約のしおり」とは？

約款の重要な事項や、ご契約に関する諸手続きなどをわかりやすく記載したものです。約款とは異なり、より平易な文章と図で解説しています。

WEB約款のメリット

冊子のような保管スペースは要りません。

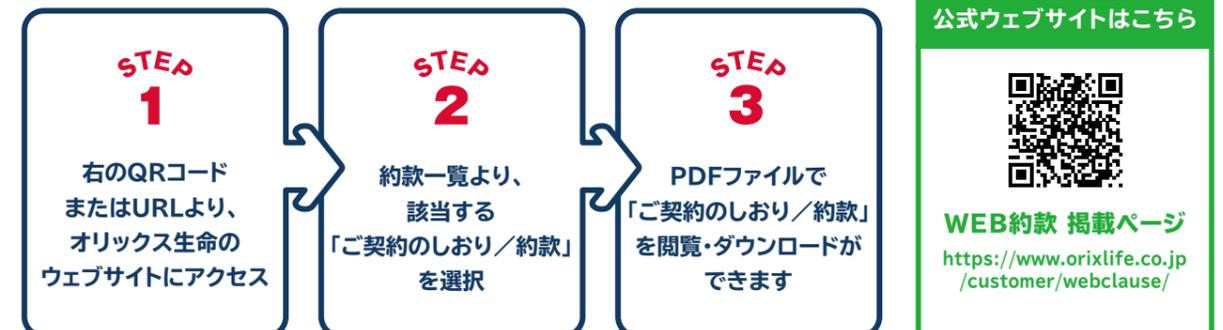
インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

細かい文字も拡大して閲覧できます。

文字検索機能により、ご覧になりたい箇所を素早く見つけられます。

WEB約款の閲覧方法

つぎの方法でインターネット上のWEB約款をご覧いただけます。



「ご契約のしおり／約款」の冊子をご希望の場合

冊子の「ご契約のしおり／約款」もご用意しています。冊子をご希望の場合は、申込書の所定の欄にチェックいただくか、オリックス生命 カスタマーサービスセンターまでお申し出ください。ご契約後にお申し出いただくことも可能です。

カスタマー
サービスセンター

☎ 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）
10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※この書面の記載は、2025年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

「公的保険制度」による保障内容を踏まえた上で、お客さまのご意向に沿う保険商品をお選びください。

公的保険制度はコチラから

金融庁ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



公的年金制度(老齢年金制度)はコチラから

生命保険協会ウェブサイト

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>



生命保険募集人について

オリックス生命の社員および生命保険募集人(オリックス生命の生命保険代理店を含む)はお客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- この商品は、オリックス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、保険契約の主体はお客さまとオリックス生命保険株式会社です。
- この商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約に加入いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまのほかの取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまの勤め先などによっては、この商品にお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約払戻金が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みは取り扱いできません。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

■募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00~17:00

※12月31日~1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日のご利用いただけません。

■引受保険会社



オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2

大手町プレイス イーストタワー

TEL 03-3517-4300

<https://www.orixlife.co.jp/>

P 15/15

ORIX2025-G-004 202502-MYK-15